

令和８年度

奈良県庁舎食事提供事業者公募要領

□募集スケジュール

公告日	: 令和８年１０月５日（月）
応募申し込み期間	: 令和８年１０月５日（月）～１０月２７日（火）
現地説明会の開催日	: 令和８年１１月１０日（火）
質問書の提出期間	: 令和８年１０月５日（月）～１０月３０日（金）
企画提案書の提出日	: 令和８年１１月１６日（月）
選定結果の通知	: 令和８年１２月初旬（予定）

応募申し込みを希望する方は、この公募要領をよく読み、内容を十分に把握した上で、ご参加ください。

奈良県総務部管財課管理係 TEL ０７４２－２７－８４０６（直通）

目次

1. 目的
 2. 事業内容
 3. 事業場所等
 - (1) 場所
 - (2) 厨房等の面積
 4. 事業に関する条件
 - (1) 事業実施の根拠
 - (2) 貸付期間、貸付料、光熱水費及びその他の経費
 - (3) メニュー、価格、その他のサービス内容
 - (4) 厨房の施設・備品整備
 - (5) 営業日時及び施設管理
 5. 応募資格
 6. 応募申し込み
 7. 質問書の提出
 8. 現地説明会の開催
 9. 企画提案書の提出
 10. 事業予定者の決定等について
 11. 契約手続き
 12. 暴力団排除条例に伴う留意事項
 13. その他
- 様式、別紙
- (様式1) 応募申請書
 - (様式2) 誓約書
 - (様式3) 営業店舗調書
 - (様式4) 役員等一覧表
 - (様式5) 現地説明会参加申込書
 - (様式6) 質問書
 - (様式7) 企画提案書
 - (様式8) 申請辞退届
 - (別紙1) 事業箇所
 - (別紙2) 厨房位置
 - (別紙3) 貸与設備・備品一覧
 - (別紙4) 企画提案の提案項目及び記載内容一覧
 - (別紙5) 評価の方法
 - (別紙6) 個人情報取扱特記事項

奈良県庁舎食事提供事業者公募要領

1. 目的

奈良県（以下「県」という。）では、県庁本庁舎6階において職員の福利厚生のため、民間事業者による食事提供事業を行っており、令和9年度以降も引き続き事業を実施する予定です。

この公募要領は、職員のニーズを踏まえた食事を提供し、職員の福利厚生の充実に寄与できる事業者をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものです。

2. 事業内容

県庁本庁舎6階における食事提供事業に関する一切の業務

3. 事業場所等

(1) 場所

奈良市登大路町30番地（県庁本庁舎6階の一角） ＊別紙1 参照

(2) 厨房等の面積

165㎡程度 ＊別紙2 参照

現状

・厨房(事務室、更衣室含む)のみ(162.13㎡)

・その他(2.37㎡)〈食券機、プリペイドカード発券機、自販機等〉

※面積には、厨房、事務室、更衣室及び自動販売機等の設置場所を含む。

※事業実施面積は協議により決定する。

※厨房は別紙2に示しているエリアとする。

4. 事業に関する条件

(1) 事業実施の根拠

公募により事業が決定した事業者（以下「事業予定者」という。）は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第238条の4第2項及び奈良県公有財産規則（昭和39年5月25日奈良県規則第15号）第20条の2に基づく行政財産の貸付により事業できるものとします。

また、事業予定者は、契約締結に関する基本協定書を取り交わした上で、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした賃貸借契約を締結することとします。（以下、賃貸借契約を締結したものを「事業者」という。）

事業者は、この契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は営業を委託し、もしくは名義貸し等をすることはできません。

(2) 貸付期間、貸付料、光熱水費及びその他の経費

① 貸付期間

貸付期間は、使用を開始する日から3年間とする。定期建物賃貸借契約のため、契約の更新は行わず、運営実績を踏まえ、県と事業者の協議により両者の合意で最大2年間の再契約を可能とする。

- ・ 事業準備期間及び撤去期間は貸付期間に含むものとする。
- ・ 事業準備の開始日は県と事業予定者の協議により決定するものとする。

② 貸付料

- ・ 貸付料は、奈良県行政財産使用料条例（昭和39年3月奈良県条例42号）の定めにより算定した1㎡当たりの金額（年額）に、厨房部分、事務室、更衣室及び自動販売機等の設置場所の合計面積を乗じた額とする。

また事業者は、貸付を受ける場所に飲料等の自動販売機を設置することができる。

設置する場合には、設置場所、台数、設置面積等を記載した図面を添付して、事前に県と協議するものとする。自動販売機の面積には、設置機器本体のサイズの他に、放熱余地・転倒防止板等の面積を含むこととする。

なお、この貸付料の金額は経済情勢の変化や法令の改定等により額が変動することがある。

※（参考）令和8年度の年額：19,500円／㎡

- ・ 貸付料は年額とし、県が指定する期日までに前納するものとするが、貸付開始日が年度途中となる場合は、日割で算定した額を県の指定する日までに全額納付すること。

③ 光熱水費

- ・ 使用した電気・上下水道等の光熱水費については、個別メーターで計測した使用量に基づき、別途毎月請求するものとする。
- ・ 自動販売機等にかかる電気使用料については、施設全体の電気料金の単価に基づき、自動販売機の定格消費電力量や使用量等を用いて自動販売機に係る電気料金を計算し、別途請求するものとする。

④ その他の経費

事業者において設置した設備機器等の修繕、維持管理については、事業者自らの負担と責任において実施する。

(3) メニュー、価格、その他のサービス内容

① メニュー

- ・一日あたり200食以上の食事を提供できるようにすること。
- ・定食、麺類、丼物等の選択が可能なメニューを提供すること。

② 価格

- ・職員が利用しやすい価格帯での提供に努めること。
- ・利用頻度の高い職員が、より利用しやすい価格になるようなサービスの提供に努めること。

③ その他のサービス内容

- ・精算方法は事業者の提案によるものとする。ただし、利用者が集中する時間帯においても会計が円滑に行えること、釣銭授受等に伴う混雑及びトラブルの防止に配慮すること。
- ・庁内各課室への弁当配達及び弁当販売も可能とする。
- ・アルコール飲料の提供はできない。

(4) 厨房の施設・備品整備

厨房用品、その他運営・管理に必要な物品については、事業者が負担してください。

既存の厨房を使用してください。

厨房設備や備品（別紙3 貸与設備・備品一覧）を無償で貸与します。

(5) 営業日時及び施設管理

① 営業日時

営業日は開庁日とする。

営業時間は、午前7時30分から午後8時の間で、県と事業予定者が協議の上、決定するものとする。ただし、午前11時から午後2時の間は必ず営業すること。

※厨房周辺にオープンスペースがあり、当オープンスペースは午前11時から午後2時の間は優先的に食事がとれる場所とするが、他の時間帯は県庁舎として打合せ等に使用する。

オープンスペースには椅子118脚 長椅子(窓際のカウンタースペース用)61脚 机25脚(6人用10脚、4人用10脚、2人用5脚)が設置。

※庁舎の法定点検や停電、断水等により、営業が困難となる場合はこの限りではない。

また、庁舎の法定点検等の実施にあたり、事業者の協力を求めることがある。

② 施設管理

- ・事業者は、善良な管理者の注意をもって貸付物件を使用すること。
- ・食事提供事業に伴い、関係法令上必要となる諸官庁等への申請・届出については、全て事業者の責任において行うこと。

- ・貸付を受けている部分について、清掃を徹底すること。また、食事提供事業で発生するゴミ、廃棄物等の処理は事業者が適切に処理するものとする。ゴミボックスの設置費や処分費は事業者の負担とする。
- ・事業者は貸付を受けた部分について、閉店後の施錠などの防犯対策を確実に行うこと。
- ・事業者は、営業に当たり、防火及び安全の確保に十分配慮し、火気設備、電気設備、厨房設備等の適切な管理を行うこと。また、県が防火・安全管理上必要と認めて指示した事項については、これに従うこと。

③ その他

- ・食事提供事業が県庁舎内で運営されていることを十分に認識し、従業員への教育および苦情対応等には特に配慮すること。

5. 応募資格

次に掲げる全ての条件を満たしている法人に限り、応募の申し込みをすることができます。

- ① 県庁舎内の食事提供事業の基本的な考え方を理解し、事業に意欲のある者であること。
- ② 良質な食事及び優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- ③ 令和8年10月5日現在、1店舗客席数100席以上の食堂を現に運営しており、かつ、当該食堂を同日から遡って5年以上継続して運営している実績を有していること。
- ④ 令和8年10月5日現在までの過去1年間、食品衛生法に基づく営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- ⑤ 業務にあたり、資格又は免許を必要とするものについては、当該資格又は免許を有するものを従事させることができる者であること。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑦ 国税および地方税を滞納していない者であること。
- ⑧ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札停止期間中でない者であること。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号から第6号までの規程に該当する物のほか、次のアからクまでのいずれかに該当する者
 - ア 暴力又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する個人
 - イ 役員等が、暴力団員であると認められる法人その他の団体又は個人
 ※役員等とは、「法人にあっては役員（非常勤であるものを含む。）」及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及び支配人並びに支店または営業所を

代表する者」をいう。

- ウ 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人その他の団体又は個人
 - エ 役員等が、その属する法人その他の団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められる法人その他の団体又は個人
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる法人その他の団体又は個人
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人その他の団体又は個人
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められる法人その他の団体又は個人
 - ク 役員等が、前記⑨に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人その他の団体又は個人
- ⑩ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑪ 銀行の取引停止、または差押えを受けていない者であること。
- ⑫ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人でないこと。
- ⑬ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

6. 応募申し込み

（1）申込受付期間

令和8年10月5日（月）～10月27日（火）※閉庁日を除く

受付時間 午前9時～午後4時30分まで

（2）受付場所

奈良県庁本庁舎1階 総務部管財課管理係

（3）申込方法

提出書類を受付期間内にご持参ください。

(4) 提出書類

以下の資料を1部提出してください。

ア 応募申請書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 5. 応募資格の③を確認できる営業店舗調書(様式3)

エ 役員等一覧表(様式4)

オ 商業・法人登記簿謄本(全部事項証明書)

※ 過去3ヶ月以内に発行されたもの

カ 印鑑登録証明書

※過去3ヶ月以内に発行されたもの

キ 企業概要(会社の概要が分かるパンフレットなど)

ク 5. 応募資格の⑤を確認できる資格または免許等の写し

ケ (奈良県に事業所を有する場合) 県税に滞納がないことを示す証明書

※ 過去3ヶ月以内に発行されたもの

コ 納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを示す証明書)

※ 過去3ヶ月以内に発行されたもの

サ 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)

※ 最新のもの

※上記書類の他、必要に応じて別の書類の提出を求めることがあります。

(5) 応募者への通知

応募資格がないと認められる者には、令和8年11月5日(木)までに文書にて通知を行います。

(6) 注意事項

応募資格の確認のため、提出された書類の情報を関係機関に照会することがあります。

応募資格を有していないことが判明した者は失格とします。

応募申請書を提出した後に辞退する場合は「申請辞退届」(様式8)を提出してください。

応募申請書の作成に要する費用は、応募者の負担とします。

7. 質問書の提出

本件に関する質問は全て質問書によることとします。質問がある場合、以下のとおり質問書を提出してください。電話や口頭による質問は受け付けません。

(1) 提出期間

令和8年10月5日(月)～10月30日(金) ※閉庁日を除く

受付時間 午前9時～午後4時30分まで

(2) 提出場所

奈良県庁本庁舎1階 総務部管財課管理係

FAX：0742-27-8406

E-mail：kanzai@office.pref.nara.lg.jp

(3) 提出方法

質問書（様式6）をFAXまたはE-mailにより提出してください。

提出前に電話により、提出する旨の連絡を入れてください。

TEL：0742-27-8406

(4) 回答方法

令和8年11月6日（金）午後4時30分までに、随時、質問の回答を奈良県管財課ホームページで公表します。

8. 現地説明会の開催

応募予定者が希望する場合は下記の日程で現地説明会を開催します。

説明会への参加人数は応募予定者1社につき2名を限度とします。

説明会の内容は、現地の案内と設備概要の説明です。疑義については、すべて7.の質問書を提出してください。

(1) 開催日時

令和8年11月10日（火） 午後3時～（30分程度）

※開催時間の5分前までに、県庁本庁舎1階の管財課までお越しください。

(2) 申込方法

事前に参加申込書の提出が必要となります。現地説明会参加申込書（様式5）により、令和8年10月27日（火）までに、下記まで持参、またはFAX、E-mailにより申し込んでください。

奈良県庁本庁舎1階 総務部管財課管理係

FAX：0742-27-8406

E-mail：kanzai@office.pref.nara.lg.jp

9. 企画提案書の提出

応募資格のある者は、以下の企画提案書を提出してください。

(1) 提出日

令和8年11月16日（月）午前9時～午後4時30分まで

(2) 提出場所

奈良県庁本庁舎1階 総務部管財課管理係

(3) 提出方法

提出書類を、提出日に提出場所までご持参ください。

(4) 提出書類

提出する書類は全て4部とします。

ア 企画提案書（様式7）

- ・ 企画提案書には下記の添付資料①～⑧を添付すること。
- ・ 提案項目、記載内容については、別紙4を参考にすること。
- ・ 提出された企画提案は、別紙5により評価する。

（文字はフォント10.5以上で記入すること。）

- ① 食事提供事業全体のコンセプト〈様式自由、A4・1枚まで〉
- ② 厨房等のレイアウト案〈様式自由、A4・1枚まで〉
- ③ 食事提供事業の運営計画〈様式自由、A4・1枚まで〉
- ④ 防犯・防災面の取組み〈様式自由、A4・1枚まで〉
- ⑤ 環境・衛生面の取組み〈様式自由、A4・1枚まで〉
- ⑥ 「奈良県産食材」の活用に向けた取組み〈様式自由、A4・1枚まで〉
- ⑦ 提供メニュー、サービス構成〈様式自由、A4・1枚まで〉

※提供を予定している料理の写真を貼付し、各料理の価格を表示すること。

※使用食材や味付け等、提供する料理についてのこだわりやアピールしたい点を、できるだけ詳しく記載すること。

- ⑧ その他 アピール事項〈様式自由、A4・1枚まで〉

イ 提案する企画の実施に必要な免許等の写し

- ・ 企画提案書と別綴じすること。

(5) 作成要領

- ・ 本要領に記載の条件を全て満たす企画提案書とすること。
- ・ 提案項目や配点等は、別紙5を参照すること。
- ・ 企画提案書（様式7）を表紙とし、A4版の用紙を長辺左綴じで、番号順に綴じること。

(6) 留意事項

- ・ 企画提案書の提出は、1社1提案に限るものとする。
- ・ 提出された企画提案書は返却できない。
- ・ 提出された企画提案書は本公募における運営事業者選定の目的以外に使用しないものとし、非公開とする。
- ・ 企画提案書等の作成及び提出に要した経費は全て企画提案者の負担とする。

10. 事業予定者の決定等について

(1) 評価主体

評価は「奈良県庁舎食事提供事業者選定審査会」（以下「委員会」という。）を設置し、最優秀企画提案者を選定し、事業予定者とします。

（２）選定方法

- ① 委員会の委員が企画提案内容を評価基準に基づき審査、評価し、評価項目ごとに点数化を行い、各委員の評価結果の合計得点を総計した点数を提案者の得点とし、得点が最も高い者を最優秀企画提案者として選定し、事業予定者とする。第２位の者を次点事業予定者とする。
- ② 得点が最も高い者が２者以上であった場合は、委員会の合議により、最優秀企画提案者を選定し、事業予定者とする。この場合、選定基準のうち配点の高い評価項目の得点を考慮する。
- ③ ただし、各委員の評価結果の合計得点を総計した点数が６割以上で、委員会において最優秀企画提案者として適当であると承認されなければ選定されない。
- ④ 企画提案書を提出した事業者が２者に達しない場合は、各委員の評価結果の合計得点を総計した点数が６割以上で、かつ委員会の合議により認められた者について、当該提案者を最優秀企画提案者として選定し、事業予定者とする。

（３）プレゼンテーション

審査にあたって必要がある場合は、プレゼンテーション、ヒアリング、別途資料提出などにより、提案内容の説明を求める場合があります。なお、詳細については、企画提案者に通知します。

（４）選定結果の通知

選定結果は令和８年１２月初旬頃に、企画提案者全員に文書で通知します。

（５）留意事項

次のいずれかに該当するときは、事業予定者としての決定を取消します。

- ① 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- ② 事業予定者の資金事情の変化等により、食事提供事業の運営が困難であると県が判断したとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業予定者としてふさわしくないとして県が判断したとき。

（６）その他

- ・企画提案書を提出した後に辞退する場合は「申請辞退届」（様式８）を提出すること。
- ・企画提案書の作成に要する費用は、企画提案者の負担とする。

１１．契約手続き

（１）選定後の手続き

- ・事業予定者と別途本事業実施に関する基本協定の締結に向けて協議を行う。

・事業予定者との間で協議が整わなかった場合には、次点事業予定者と同様の協議を行う。

(2) 契約手続き

事業予定者との間で、契約締結に関する基本協定書を取り交わした上で、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした賃貸借契約を締結します。

(3) 契約締結時期

令和9年4月（予定）

12. 暴力団排除条例に伴う留意事項

本プロポーザルにより事業予定者として選定された事業者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、事業予定者としての決定を取消します。また、事業予定者としての決定を取消された場合は損害賠償責務が生じることがあります。

- ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

13. その他

(1) 原状回復

貸付契約が取り消されたとき又は貸付期間が満了したときは、事業者は、自己の負担で、県の指定する期日までに、貸付物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、県が承認したときは、この限りではありません。また、事業者が原状回復の義務を履行しないときは、県は事業者の負担において、これを代行することができます。

(2) 損害賠償

事業者は、次の各項に該当するとき、損害額に相当する金額を県又は第三者に損害賠償として支払わなければなりません。

- ① 事業予定者の都合により、基本協定を解除したとき。
- ② 事業者が自己の責めに帰する理由により、貸付部分の全部又は一部を滅失、又は損傷したとき。ただし、原状に回復した場合はこの限りではない。
- ③ 事業者が県の定める条件を履行しないため損害を与えたとき。
- ④ 事業者が貸付部分の使用にあたり損害を与えたとき。
- ⑤ 事業者の信用が著しく失墜されたとき。
- ⑥ 事業者の都合により、賃貸借契約を解除したとき。

(3) 貸付の取り消し

次の各項に該当するときは、貸付の取り消し又は是正の指示を行うことがあります。

- ① 事業者が食事提供事業の条件に違反していることが判明したとき。
- ② 事業者が応募資格を失ったとき。
- ③ 提案内容と事業内容に齟齬が生じたとき。ただし、県との協議により事前に了承を得た場合は除くものとする。
- ④ 事業者が運営することが不適当と認められる明らかな事項があるとき。
- ⑤ 県において公用又は公共用に供するため、貸付物件を必要とするとき。

(4) 定期報告

事業者は、各月ごとに、食数、売上高等を記入した事業報告書を、翌月末日までに県に提出してください。

また県は、貸付物件の適正な使用や健全な運営に必要な範囲において、事業者に、営業の状況や設備の使用にかかる報告を求め、又は必要な現地調査等を行うものとし、事業者はこれを拒むことができません。

(5) その他

- ・奈良県庁舎管理規則（昭和44年奈良県規則第20号）を遵守し、当該規則に許可を要する行為として規定されている行為を行おうとする場合には、事前に

県と協議すること。

- ・ 別紙6「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・ 大規模な災害の発生時は、可能な範囲において協力すること。
- ・ 県庁舎建物内は禁煙のため、喫煙しないこと。